

災害対策本部用パソコン・プリンター賃貸借 仕様書

(内容)

- 1 本賃貸借は、災害 11 本部及び区本部等との情報収集及び情報共有を迅速に行い、適時・適切な災害応急対策の案出を行うため使用するパソコン・プリンター機器の賃貸借である。

(機器等設置場所)

- 2 令和 6 年 7 月 31 日までに以下のとおり納品すること。

課名	PC 台数	PR 台数	納入先
危機管理課	2	1	浜松市中央区元城町 103-2 4 階
健康医療課	6	1	浜松市中央区鴨江 2 丁目 11-2
警防課	1		浜松市中央区下池川町 19-1
中央区区振興課	5		浜松市中央区元城町 103-2 2 階
浜名区区振興課	4		浜松市浜名区貴布祢 3000
天竜区区振興課	3		浜松市天竜区二俣町二俣 481
東行政センター	2		浜松市中央区流通元町 20-3
西行政センター	2		浜松市中央区雄踏 1-31-1
南行政センター	2		浜松市中央区江之島町 600-1
北行政センター	2		浜松市浜名区細江町気賀 305
舞阪支所	1		浜松市中央区舞阪町舞阪 2701-9
引佐支所	1		浜松市浜名区引佐町井伊谷 616-5
三ヶ日支所	1		浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 500-1
春野支所	1		浜松市天竜区春野町宮川 1467-2
佐久間支所	1		浜松市天竜区佐久間町中部 18-11
水窪支所	1		浜松市天竜区水窪町奥領家 2980-1
龍山支所	1		浜松市天竜区龍山町大嶺 570-1

(開始日及び期間)

- 3 賃貸借の開始日は令和 6 年 8 月 1 日とし、賃貸借期間は 5 年間とし、関連ソフトウェア等が稼働できる状態で納入するものとする。

(機器明細)

- 4 設置する機器及び機器保守内容は、別紙「機器明細書」のとおりとする。なお、システム及び関連ソフト等は納入時点で最新のものを納入することとし、賃貸借期間中の保守及び保守用部品が確保される状態とすること。

(機器の保守)

5 保守サービスについては、翌営業日〔平日 9:00～17:00〕までにオンサイト保守を行うものとし、その費用は賃貸借料に含めるものとする。

なお、通常考えられる使用状況において機器が損傷した場合には、機器の点検、修繕、交換を行う。（契約期間内の交換用部品の費用を含むこと。ただし、消耗品は除く。）

（機器の撤去）

6 賃貸借期間満了後に対象物件を撤去する場合、撤去費用は賃貸人の負担とし、速やかに撤去すること。

機器撤去する上では、本市庁舎内で職員立会いのもと、対象機器に搭載されている記憶装置が保持するデータ内容を完全消去し、当該記憶装置を物理的又は磁氣的に破壊すること。また、その作業実施を担保する証明書を発行すること。

（疑義の解決）

7 この仕様書に定めのない事項については、その都度、賃借人、賃貸人が協議して定めるものとする。